(目的)

第1条 この要綱は、武蔵野市耐震改修促進計画に基づき、武蔵野市内(以下「市内」という。)に存する民間の住宅、マンション及び小規模共同住宅(以下「住宅等」という。)の所有者が、耐震診断、補強設計、耐震改修等の耐震性の向上に資する事業を実施するにあたり、これらに要する費用の一部を助成することにより、住宅等の耐震性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによるほか、建築基準法(昭和25年法律第201号)で使用する用語の例による。
 - (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅(マンション及び小規模共同住宅を除く。)をいい、店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。)を含む。
 - (2) マンション 共同住宅のうち、非木造の建築物であって、次に掲げる 要件の全てに該当するものをいう。
 - ア 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
 - イ 延べ面積が1,000平方メートル以上であること。
 - ウ 地階を除く階数が3以上であること。
 - エ 店舗等の用途を兼ねる場合は、その用に供する部分の床面積が延べ 面積の2分の1未満であること。
 - (3) 分譲マンション マンションのうち、建物の区分所有等に関する法律 (昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)の適用を受ける ものをいう。
 - (4) 賃貸マンション マンションのうち、民法 (明治29年法律第89号) 第601条に規定する賃貸借に基づき、第三者に貸し出すことを目的とするものをいう。
 - (5) 小規模共同住宅 共同住宅のうち、非木造の建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル未満であり、かつ、地階を除く階数が3以上であるものをいい、店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。)を含む。
 - (6) 評定機関 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体のうち、当該委員会に登録された耐震診断判定委員会(耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定、評価等を行う委員会をい

- う。)を設置しているもの
- イ 建築基準法第20条第1項第1号の認定に係る性能評価を行う者として、国土交通大臣が指定する団体
- (7) 耐震診断 住宅等の地震に対する安全性を次に掲げるいずれかの方法 により評価することをいう。
 - ア 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 (平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。)別 添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針とな るべき事項」第1 建築物の耐震診断の指針による診断法
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐 震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法
 - ウ 一般財団法人日本建築防災協会発行「2011年改訂版 耐震改修促進 法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」 による診断法
 - エ 一般財団法人日本建築防災協会発行「2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」による診断法
 - オ 一般財団法人日本建築防災協会発行「2009年改訂版 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」による診断法
- (8) 補強設計 耐震診断の結果に基づく耐震化基準を満たすために必要な耐震改修の設計をいう。
- (9) 耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的として、耐震化基準を満たすために行う増築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備をいう。
- (10) 除却 現に存する住宅等の全てを取り壊すことをいう。
- (ii) 建替え 現に存する住宅等の除却をするとともに、当該住宅等の敷地 (これに隣接する土地を含む。)に住宅等を新築することをいう。
- (12) 非木造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、組石造、補強コンクリートブロック造その他の木造以外の構造をいう。
- (13) 耐震化基準 耐震診断により算定した構造耐震指標が、次に掲げる数値であることをいう。
 - ア 木造の住宅等の場合にあっては、Iw値(基本方針別添第1第1号 に規定するIw値をいう。以下同じ。)が1.0以上相当であること。
 - イ 非木造の住宅等の場合にあっては、Is値(基本方針別添第1第2 号に規定するIs値をいう。以下同じ。)が0.6以上相当であること。

(助成対象住宅)

- 第3条 助成の対象となる住宅等(以下「助成対象住宅」という。)は、国若しくは地方公共団体が所有する住宅等以外の住宅等又は住宅等のうちこれらの者が所有する部分を除いたものであって、かつ、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 市内に存すること。
 - (2) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅等(以下「旧耐震住宅等」という。)であること。ただし、耐震診断に係る助成を受けようとする場合にあっては、平成12年5月31日以前に着工された住宅(共同住宅のうち、地階を除く階数が3以上の非木造のものを除く。以下「第一期新耐震住宅」という。)であること。
- 2 住宅等及びこれと用途上不可分の関係にある建築物が存する一団の土地 (以下「建築敷地」という。)において、当該住宅等と構造上分離された 居住の用に供する建築物が存する場合は、当該住宅等及び当該建築物(以 下「複数棟」という。)を一の助成対象住宅とみなす。
- 3 マンションについて、外見上一体であるが、構造上分離されている棟が 同一の建築敷地内に複数ある場合は、これらを一の助成対象住宅とみな す。ただし、これにより難いと市長が特に認めるときは、この限りでな い。
- 4 同一の土地に複数の住宅等がある場合において、市長が別に定める条件 に適合するときは、それぞれの住宅等を一の助成対象住宅とする。
- 5 建築敷地に存する物置、車庫その他これらに類する附属の建築物については、助成対象住宅としない。
- 6 建築敷地に存する助成対象住宅に附属する門塀は、当該助成対象住宅と 併せて一の助成対象住宅とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、市長は、特に必要と認める住宅等について、 助成の対象とすることができる。

(助成対象者)

- 第4条 助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、 助成対象住宅の所有者とする。ただし、当該助成対象住宅が次の各号に掲 げるものであるときは、当該各号に定める者を助成対象者とする。
 - (1) 分譲マンション 当該分譲マンションの管理組合又は区分所有者(区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。)の代表者
 - (2) 共同で所有する住宅等(分譲マンションを除く。) 当該住宅等を共同で所有する者のうち、これらの者全員の合意により選出された代表者

- 2 武蔵野市民間住宅・マンション耐震アドバイザー派遣事業実施要綱(平成29年4月1日適用)第5条第1項第3号に規定する安心パック(以下「安心パック」という。)により耐震診断を実施し、及び補強計画を作成した者は、この要綱による耐震診断又は補強設計の助成対象者としない。
- 3 安心パックにより耐震診断を実施し、及び補強計画を作成した者に限り、 次条第5項に規定する納得コースの助成対象者とする。

(助成対象事業)

- 第5条 助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、助成 対象住宅に係る耐震診断、補強設計並びに耐震改修、除却及び建替え(以 下「耐震改修等」という。)並びに納得コースとする。
- 2 助成対象事業のうち、耐震診断は、次の各号に掲げる要件のいずれにも 該当するものとする。
 - (1) 次のアからオまでのいずれかに該当する者が行うものであること。
 - ア 一般社団法人東京都建築士事務所協会に登録している事務所に所属している者のうち、耐震診断技術者として当該協会から認められた者イ 特定非営利活動法人耐震総合安全機構に登録している事務所に所属している者のうち、耐震診断技術者として当該団体から認められた者ウ 一般財団法人日本建築防災協会が行う「国土交通大臣登録 鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習」、「国土交通大臣登録 鉄骨造耐震診断資格者講習」、「国土交通大臣登録 株貴 鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習」又は「国土交通大臣登録 木造耐震診断資格者講習」のうち、助成対象住宅の構造に応じた講習を受講した者
 - エ 助成対象住宅の構造が木造の場合に限り、東京都木造住宅耐震診断 事務所登録制度による講習会を受講している者
 - オ 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第3条、第3条の2又は第3条 の3の規定による設計及び工事監理をすることができる建築士であっ て、市長が別に定める要件に該当すると認めるもの
 - (2) 耐震診断の構造計算に際し、国土交通大臣の認定を受けたプログラム (以下「大臣認定プログラム」という。)を使用する場合には、次の要件を満たすものであること。
 - ア 大臣認定プログラムのバージョンが最新のものであること。
 - イ 当該認定に係る使用条件の範囲内で大臣認定プログラムを使用して いること。
 - ウ 大臣認定プログラムにより、構造計算の過程について注意を喚起する表示がある場合にあっては、当該表示に対する検証を適切に行うこと。

- (3) マンションの耐震診断にあっては、当該耐震診断が適正に行われていることについて、評定機関による評定を受けていること。
- (4) 助成対象住宅に居住する借家人がいる場合は、耐震診断を実施することについて、あらかじめ書面により当該借家人全員の承諾を得ていること。
- (5) 複数棟のうち、平成12年5月31日以前に着工されたものに限り、助成対象事業とすること。
- (6) 助成の対象となる費用について、この要綱の規定による耐震診断に係る助成金その他これに類する補助金等の交付を受けるものでないこと。
- 3 助成対象事業のうち、補強設計は、次の各号に掲げる要件のいずれにも 該当するものとする。
 - (1) 前項の規定による耐震診断を行った結果、耐震化基準を満たしていない助成対象住宅に対するものであること。
 - (2) 当該補強設計により耐震化基準を満たすものであること。
 - (3) 前項第1号アからオまでのいずれかに該当する者が行うものであること。
 - (4) マンションの補強設計にあっては、当該補強設計が適正に行われていることについて、評定機関による評定を受けていること。
 - (5) 助成対象住宅が建築基準法及び関係法令の規定に照らして、重大な不適合がある場合は、その是正をする設計と同時に行うものであること。 この場合において、当該是正に係る設計は、助成の対象としない。
 - (6) 複数棟のうち、昭和56年5月31日以前に着工されたものに限り、助成対象事業とすること。
 - (7) 増築を伴う補強設計である場合は、原則として当該増築に係る部分に要する費用は、助成の対象としないこと。ただし、当該増築に係る部分が、当該補強設計が耐震化基準を満たすために必要である場合は、この限りでない。
 - (8) 当該補強設計が建築基準法及び関係法令並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の規定に違反するものでないこと。
 - (9) 助成の対象となる費用について、この要綱の規定による補強設計に係る助成金その他これに類する補助金等の交付を受けるものでないこと。
- 4 助成対象事業のうち、耐震改修にあっては次の各号に掲げる要件のいずれにも、除却又は建替えにあっては第1号から第5号までに掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 第2項の規定による耐震診断を行った結果、耐震化基準を満たしてい

ない助成対象住宅に対するものであること。ただし、除却については、簡易診断(当該助成対象住宅に係る改修履歴の調査及び外観調査に加え、次に掲げる診断のいずれかを行うものをいう。)の結果、耐震性が不足していることが明らかであると認められる助成対象住宅(Iw値が0.7未満相当又はIs値が0.6未満相当であるものをいう。)に対するものであっても、助成の対象とすることができる。

ア 設計図書を主として耐震性を判定する方法による診断

- イ 一般財団法人日本建築防災協会の耐震診断基準に基づく一次診断相 当の簡易な方法で地震に対する安全性を評価する診断
- (2) 助成対象住宅が存する土地の所有者が助成対象者以外にも存する場合は、当該耐震改修等を実施することについて、あらかじめ書面により当該土地所有者全員の同意を得ていること。
- (3) 助成対象住宅に居住する借家人がいる場合は、耐震改修等を実施することについて、あらかじめ書面により当該借家人全員の承諾を得ていること。
- (4) 建築敷地内に存する助成対象住宅に附属する門塀については、第2項 の規定による耐震診断により、倒壊、転倒等のおそれがあると判定され たものであること。
- (5) 複数棟のうち、昭和56年5月31日以前に着工されたものに限り、助成対象事業とすること。
- (6) 前項の規定による補強設計のとおりに実施されるもの又は耐震化基準を満たすことになるものであること。
- (7) マンションの耐震改修にあっては、評定機関による評定を受けた内容のとおりに実施されるものであること。ただし、耐震改修に係る工事の着手後にやむを得ない事由により当該工事の内容に変更が生じた場合であって、当該変更の内容が軽微なものであり、当該評定の範囲内である旨の判断が当該評定機関により書面で示されているときは、この限りでない。
- (8) 耐震改修に際して、次に掲げる要件を満たす者により工事監理(建築 士法第2条第8項に規定する工事監理をいう。)が行われるものである こと。この場合において、当該工事監理に要する費用は、耐震改修の助成の対象とする。
 - ア第2項第1号アからオまでのいずれかに該当する者であること。
 - イ 当該耐震改修に係る工事の施工者と利害関係の生じない第三者であ ること。
- (9) 助成対象住宅が建築基準法及び関係法令の規定に照らして、重大な不

適合がある場合は、その是正をする工事と同時に行うものであること。 この場合において、当該是正に係る工事は、助成の対象としない。

- (10) 増築を伴う耐震改修である場合は、原則として当該増築に係る部分に要する費用は、助成の対象としない。ただし、当該増築に係る部分が、当該耐震改修が耐震化基準を満たすために必要である場合は、この限りでない。
- (11) 当該耐震改修が建築基準法及び関係法令並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に違反するものでないこと。
- (12) 助成の対象となる費用について、この要綱の規定による耐震改修、除却又は建替えに係る助成金その他これに類する補助金等の交付を受けるものでないこと。
- 5 助成対象事業のうち、納得コース(安心パックにより作成した補強計画に基づき行う耐震改修及び実施設計(助成対象住宅の実態に合わせた詳細な設計及び当該補強計画の変更が生じる場合の設計をいう。以下同じ。)を行うことをいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 安心パックにより実施した耐震診断の結果、耐震化基準を満たしていない助成対象住宅に対するものであること。
 - (2) 当該耐震改修後に耐震化基準を満たすことになるものであること。
 - (3) 前項第2号から第4号まで及び第8号から第11号までに掲げる要件に該当するものであること。
 - (4) 助成の対象となる費用について、この要綱の規定による納得コースに 係る助成金その他これに類する補助金等の交付を受けるものでないこと。 (助成金の交付額)
- 第6条 助成金の交付額は、助成対象事業に要する費用(消費税に相当する額を除く。)のうち、旧耐震住宅等にあっては別表第1に定めるところにより算定した額を、第一期新耐震住宅にあっては別表第2に定めるところにより算定した額を限度として、予算の範囲内で市長が必要と認める額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、納得コースに係る助成金の交付額は、次の各 号に掲げる額のいずれか低い額を、別表第1耐震改修又は建替えの項の規 定により算定した助成限度額に加えて得た額を限度として、予算の範囲内 で市長が必要と認める額とする。
 - (1) 実施設計に要する費用(消費税に相当する額を除く。)に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。)

- (2) 36,000円
- 3 増築、修繕又は模様替えにより構造耐力上主要な部分を含む改修(以下「増築等」という。)が構造上一体で施工されている助成対象住宅にあっては、当該助成対象住宅を新築した際の着工日を基準に、別表第1又は別表第2を適用して助成金の交付額を算定する。
- 4 第3条第2項の規定により一の助成対象住宅とみなす場合において、一の助成対象住宅とみなされる複数棟の着工日が異なるときは、複数棟のうち最初に新築されたものの着工日を基準に、別表第1又は別表第2の規定を適用して助成金の交付額を算定する。

(事前協議)

- 第7条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 次条第1項又は第9条第1項の規定による申請の前に、民間住宅・マンション耐震化促進事業助成事前協議書(第1号様式)を市長に提出し、事前 に協議を行うものとする。
- 2 市長は、補強設計又は耐震改修を行おうとする対象者が、当該補強設計 又は耐震改修を行おうとする助成対象住宅に係る建築基準法及び関係法令 の規定に適合するための是正を併せて行う場合は、前項の協議の際に、当 該是正の内容等について確認するものとする。

(全体設計の承認)

- 第8条 申請者は、助成対象事業が複数年度にわたる場合にあっては、当該助成対象事業に係る初年度に、民間住宅・マンション耐震化促進事業助成全体設計承認申請書(第2号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、市長による全体設計(当該助成対象事業に係る事業費の総額、事業完了予定時期等に関する設計をいう。以下同じ。)の承認を受けなければならない。当該承認を受けた全体設計のうち、助成対象事業に要する費用の総額を変更する場合も、同様とする。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該助成対象事業に係る事業費の総額、事業の完了予定時期その他の内容を審査し、当該審査の結果、承認することを決定したときは、民間住宅・マンション耐震化促進事業助成全体設計承認書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による審査の結果、承認しないことを決定したときは、その旨を文書により申請者に通知するものとする。
- 4 第2項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた後、第9条の 2第1項の規定による助成金の交付の決定を受ける前に、助成対象事業 を取りやめようとするときは、民間住宅・マンション耐震化促進事業取

止め届 (第3号様式の2) により、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出があったときは、民間住宅・マンション 耐震化促進事業取止め届受領通知書(第3号様式の3)により、当該届 出者に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

- 第9条 申請者は、第7条第1項の規定による協議が調った後(助成対象事業が複数年度にわたる場合にあっては、前条第2項の規定による承認を受けた後)、民間住宅・マンション耐震化促進事業助成交付申請書(第4号様式)に市長が必要と認める関係書類を添えて、助成対象事業に係る契約を締結する前に、市長に申請しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業が複数年度にわたる場合にあっては、前条第2項の規定による承認を得た後、当該助成対象事業に係る 各年度に前項の規定による申請をしなければならない。

(助成金の交付決定)

- 第9条の2 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、助成金を交付することを決定したときは、民間住宅・マンション耐震化促進事業助成交付決定通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金を交付しないことを決定 したときは、民間住宅・マンション耐震化促進事業助成不交付決定通知 書(第6号様式)により、申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第10条 前条第1項の規定による助成金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成事業の実施)

- 第11条 助成決定者は、当該交付決定の後、速やかに、当該交付決定に係る 事業(以下「助成事業」という。)の請負契約を締結し、及び助成事業を 実施するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、助成事業が複数年度にわたる場合は、第8条 第2項の規定による承認の通知を受けた後に、当該助成事業に係る請負契 約を締結し、及び当該助成事業を実施するものとする。

(助成事業の内容の変更)

第12条 助成決定者(納得コースに係る者を除く。)は、次に掲げる助成事業の内容の変更(助成金の額に変更が生じないものに限る。)をしようと

するときは、民間住宅・マンション耐震化促進事業助成変更届出書(第7 号様式)により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 助成の対象となる部分の面積の変更
- (2) 助成事業に要する費用の大幅な変更
- ③ 前3号に掲げるもののほか、申請内容の大幅な変更
- 2 助成決定者(納得コースに係る者を除く。)は、助成事業の内容の変更 (前項に規定するもの及び軽微な変更を除く。)をしようとするときは、 民間住宅・マンション耐震化促進事業助成変更申請書(第8号様式。以下 「変更申請書」という。)により、市長に対して申請し、その承認を受け なければならない。
- 3 助成決定者(納得コースに係る者に限る。)は、助成金の額に変更が生じる助成事業の内容の変更をしようとするときは、変更申請書により、市長に対して申請し、その承認を受けなければならない。
- 4 市長は、変更申請書を受け付けたときは、当該申請の内容を審査し、当 該審査の結果、交付すべき助成金の額を変更することを承認するときは、 民間住宅・マンション耐震化促進事業助成変更承認書(第9号様式)によ り、助成決定者に通知するものとする。

(助成事業の取りやめ)

- 第13条 助成決定者は、事情により助成事業を取りやめるときは、民間住宅・マンション耐震化促進事業取止め承認申請書(第10号様式)により、市長に対して申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による助成事業の取りやめを承認するときは、民間 住宅・マンション耐震化促進事業助成交付決定取消通知書(第11号様式。 以下「交付決定取消通知書」という。)により、助成決定者に通知するも のとする。

(助成事業の完了報告)

- 第14条 助成決定者は、助成事業が完了したとき又は交付決定に係る会計年度が終了したときは、民間住宅・マンション耐震化促進事業完了報告書 (第12号様式。以下「完了報告書」という。)に市長が必要と認める関係 書類を添えて、市長に報告しなければならない。
- 2 耐震改修又は納得コースに係る助成決定者は、完了報告書に民間住宅・マンション耐震化促進事業工事監理報告書(第13号様式)及び市長が必要と認める関係書類を添えて市長に報告するものとする。

(助成金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容がこの要綱の規定に基づき全ての助成事業を完了したと確認できるときに限り、交

付すべき助成金の額を確定し、民間住宅・マンション耐震化促進事業助成 交付額確定通知書(第14号様式)により、助成決定者に通知するものとす る。

(助成金の交付)

- 第16条 前条の規定による通知を受けた者(以下「助成確定者」という。) は、民間住宅・マンション耐震化促進事業助成交付請求書(第15号様式) により、市長に対して助成金の交付について請求するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成確定者に対し、速 やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第17条 市長は、助成決定者又は助成確定者(以下「助成決定者等」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
 - (2) 助成金を助成事業以外に使用したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定又は市長が別に定める事項に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定取消 通知書により、助成決定者等に通知するものとする。

(助成金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、助成決定者等に対し既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(報告及び検査等)

第19条 市長は、この要綱の規定による助成金の交付に関し必要があると認めるときは、助成決定者等に対し、当該助成事業に係る報告を求め、又は 検査し、若しくは調査することができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、助成について必要な事項は、市長が 別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別表第1 (第6条関係)

3	建物の	構造の	助成対	助成対象費用の	出
[区分	区分	象事業	限度額	助成限度額

住宅 木造 耐震診 耐震診断に要す 次に掲げる額のいずれか低い
1 助成対象費用の限度額に 3分の2を乗じて得た額 2 90,000円 補強設計に要す 次に掲げる額のいずれか低い 計 る費用 額 1 助成対象費用の限度額に 3分の2を乗じて得た額 2 90,000円
3 分の 2 を乗じて得た額 2 90,000円 補強設補強設計に要す 次に掲げる額のいずれか低い 計 る費用 額 1 助成対象費用の限度額に 3 分の 2 を乗じて得た額 2 90,000円
2 90,000円 補強設補強設計に要す 次に掲げる額のいずれか低い 計 る費用 額 1 助成対象費用の限度額に 3分の2を乗じて得た額 2 90,000円
補強設補強設計に要す 次に掲げる額のいずれか低い計 る費用 額 1 助成対象費用の限度額に 3分の2を乗じて得た額 2 90,000円
計 る費用 額 1 助成対象費用の限度額に 3分の2を乗じて得た額 2 90,000円
1 助成対象費用の限度額に 3分の2を乗じて得た額 2 90,000円
3分の2を乗じて得た額 2 90,000円
2 90,000円
修又は替えに要する費額
建替え 用 (ただし、建 1 助成対象費用の限度額に
替えの場合にあし2分の1を乗じて得た額
っては、建替え 2 1,000,000円
に要する費用と
とのいずれか低
い額とする。以
下同じ。)
除却に要する費次に掲げる額のいずれか低い
用 額
1 助成対象費用の限度額に
2 分の 1 を乗じて得た額
2 500,000円
非木造 耐震診 次に掲げる額の 次に掲げる額のいずれか低い
断いずれか低い額 額
1 耐震診断に 1 助成対象費用の限度額に
要する費用 3分の2を乗じて得た額
2 当該住宅の 2 500,000円
延 べ 面 積 に
3,670円を乗
じて得た額
補強設次に掲げる額の次に掲げる額のいずれか低い
計いずれか低い額額
1 補強設計に 1 助成対象費用の限度額に

1		ı	<u> </u>	
			要する費用	3分の2を乗じて得た額
			2 当該住宅の	2 500,000円
			延べ面積に	
			3,670 円 を 乗	
			じて得た額	
		耐震改	耐震改修又は建	次に掲げる額のいずれか低い
		修又は	替えに要する費	額
		建替え	用	1 助成対象費用の限度額に
				2分の1を乗じて得た額
				2 1,500,000円
		除却	除却に要する費	次に掲げる額のいずれか低い
			用	額
				1 助成対象費用の限度額に
				2分の1を乗じて得た額
				2 750,000円
分譲マ	非木造	耐震診	耐震診断に要す	次に掲げる額のいずれか低い
ンショ		断	る費用(設計図	額
ン			書の復元及び評	1 助成対象費用の限度額に
			定機関による評	3分の2を乗じて得た額
			定の取得に要す	2 2,000,000円
			る費用を含む。	
			以下この表にお	
			いて同じ。)	
		補強設	補強設計に要す	次に掲げる額のいずれか低い
		計	る費用(評定機	額
			関による評定の	1 助成対象費用の限度額に
			取得に要する費	3分の2を乗じて得た額
			用を含む。以下	2 2,000,000円
			同じ。)	
		耐震改	次に掲げる額の	次に掲げる額のいずれか低い
		修又は	いずれか低い額	額
		建替え	1 耐震改修又	1 助成対象費用の限度額に
			は建替えに要	3分の1を乗じて得た額
			する費用	2 167,330,000円
			2 当該分譲マ	
			ンションの延	

		べ面積に	
		50,200円を乗	
		じて得た額	
	除却	次に掲げる額の	次に掲げる額のいずれか低い
		いずれか低い額	額
		1 除却に要す	1 助成対象費用の限度額に
		る費用	3分の1を乗じて得た額
		2 当該分譲マ	2 83,330,000円
		ンションの延	
		べ 面 積 に	
		25,000円を乗	
		じて得た額	
賃貸マ非木	造耐震診	耐震診断に要す	次に掲げる額のいずれか低い
ンショ	断	る費用	額
			1 助成対象費用の限度額に
			3分の2を乗じて得た額
			2 1,000,000円
	補 強 設	補強設計に要す	次に掲げる額のいずれか低い
	計	る費用	額
			1 助成対象費用の限度額に
			3分の2を乗じて得た額
			2 1,000,000円
	耐震改	次に掲げる額の	次に掲げる額のいずれか低い
	修又は	いずれか低い額	額
	建替え	1 耐震改修又	1 助成対象費用の限度額に
		は建替えに要	3分の1を乗じて得た額
		する費用	2 11,360,000円
		2 当該賃貸マ	
		ンションの延	
		べ面積に	
		34,100円を乗	
		じて得た額	

1	ı		T	
		除却	次に掲げる額の	次に掲げる額のいずれか低い
			いずれか低い額	額
			1 除却に要す	1 助成対象費用の限度額に
			る費用	3分の1を乗じて得た額
			2 当該賃貸マ	2 5,660,000円
			ンションの延	
			べ面積に	
			17,000円を乗	
			じて得た額	
小規模	非木造	耐震診	耐震診断に要す	次に掲げる額のいずれか低い
共同		断	る費用	額
住宅				1 助成対象費用の限度額に
				3分の2を乗じて得た額
				2 1,000,000円
		補強設	補強設計に要す	次に掲げる額のいずれか低い
		計	る費用	額
				1 助成対象費用の限度額に
				3分の2を乗じて得た額
				2 1,000,000円
		耐震改	次に掲げる額の	次に掲げる額のいずれか低い
		修又は	いずれか低い額	額
		建替え	1 耐震改修又	1 助成対象費用の限度額に
			は建替えに要	100分の23を乗じて得た額
			する費用	2 7,840,000円
			2 当該小規模	
			共同住宅の延	
			べ面積に	
			34,100円を乗	
			じて得た額	
		除却	次に掲げる額の	次に掲げる額のいずれか低い
			いずれか低い額	額
			1 除却に要す	1 助成対象費用の限度額に
			る費用	100分の23を乗じて得た額
			2 当該小規模	2 3,910,000円
			共同住宅の延	
			べ 面 積 に	
L	j.	<u> </u>	1	

	17,000円を乗	
	じて得た額	

注

- 1 算定した額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り 捨てる。
- 2 この表において「耐震改修相当額」とは、当該助成対象住宅の耐震 改修を行ったとした場合に要する費用に相当する額をいう。

別表第2 (第6条関係)

構造の	助成対象費用の	中 七 四 库 姬		
区分	限度額	助成限度額		
木造	耐震診断に要す	次に掲げる額のいずれか低い額		
	る費用(設計図	1 助成対象費用の限度額に2分の1を乗		
	書の復元に要す	じて得た額		
	る費用を含	2 50,000円		
非木造	む。)	次に掲げる額のいずれか低い額		
		1 助成対象費用の限度額に2分の1を乗		
		じて得た額		
		2 200,000円		

注 算定した額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。